



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

13 随意契約の相手方の決定	(災害対策課)..... 1
14 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 2
15 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(")..... 2
16 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課)..... 3
17 "	(")..... 3
18 "	(")..... 3
19 "	(")..... 4
20 指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 4
21 保安林の指定の解除予定	(森林整備課)..... 4
22 保安林の指定の解除	(")..... 4
23 "	(")..... 5
24 保安林の指定	(")..... 5
25 保安林の指定施業要件変更予定	(")..... 5
26 道路の供用開始	(道路保全課)..... 6
27 道路の区域変更	(")..... 6
28 "	(")..... 6
29 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)..... 7
30 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 7

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 8
入札公告	(総務事務集中課)..... 8

告 示

和歌山県告示第13号

緊急時用給油機の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
緊急時用給油機「どこでもスタンド」及び付属品一式 5セット
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局災害対策課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年10月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
横田瀝青興業株式会社
兵庫県姫路市飾磨区細江995番地
- 5 随意契約に係る契約金額
63,470,000円（消費税及び地方消費税の額5,770,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第14号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年1月25日まで縦覧に供する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
令和2年12月23日
- 2 名称
特定非営利活動法人オーシャンズ
- 3 代表者の氏名
久保田いく代
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県御坊市塩屋町南塩屋96番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより保育が必要とされる御坊市内の小学校に通う児童に対して、豊かで安全な放課後及び学校休業日の遊びと生活を提供し、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第15号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年1月25日まで縦覧に供する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
令和2年12月24日
- 2 名称
特定非営利活動法人ハーモニー

3 代表者の氏名

田井素生

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町3128番地の12

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもが自立するまでの総合的な支援、恵まれない東南アジア諸国の子どもたちへの人道支援、子どもと高齢者の交流を促進し、社会福祉事業等の増進及び経済活動の活性化を図り地域の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072300985	合同会社いいYOU	訪問入浴いいYOU	和歌山県新宮市蓬莱一丁目4番47号	訪問入浴介護	令和3.1.1	令和8.12.31
				介護予防訪問入浴介護	令和3.1.1	令和8.12.31

和歌山県告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061490193	一般社団法人来未	訪問看護ステーションくるみ	和歌山県海南市且来46-3	訪問看護	令和3.1.1	令和8.12.31
				介護予防訪問看護	令和3.1.1	令和8.12.31

和歌山県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

30622902 12	合同会社はる	訪問看護ステーションはる	和歌山県田辺市下三栖 1277番地の10	訪問看護	令和 3.1.1	令和 8.12.31
				介護予防訪問 看護	令和 3.1.1	令和 8.12.31

和歌山県告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30718008 52	医療法人博文会	紀の川クリニック	和歌山県岩出市西国分 501番地1	短期入所療養 介護	令和 3.1.1	令和 8.12.31
				介護予防短期 入所療養介護	令和 3.1.1	令和 8.12.31

和歌山県告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3051000 234	放課後等デイサービス 和里一にこりー	橋本市紀見ヶ丘2丁目 2番1号	放課後等デイサービス	株式会社公和	橋本市紀見ヶ丘3丁目 2番18号	令和 3.1.1

和歌山県告示第21号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字笠松397の5、397の6、398の1、398の8
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 紀の川市中津川字深阪原728の7
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町富田字大高瀬1703の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市上芳養字石神5057の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市上芳養字石神5057の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第25号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第26号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町鎌滝字日裏37番1地先から同町鎌滝字日裏153番1地先まで

供用開始の期日 令和3年1月12日

和歌山県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市谷字池尻68番1地先から同市藤田字流6番1地先まで	新	15.10 ） 18.80	1,048.30	

和歌山県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町梅本字上永尾62 6番1地先から同町坂本字陰地奥 804番25地先まで	旧	3.38 } 13.46	1,199.93	
同上	新	9.94 } 53.09	1,014.95	

和歌山県告示第29号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

下五味地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	みなべ町	西本庄	上五味	1791番2	
2号	〃	〃	〃	〃	1760番6	
3号	〃	〃	〃	〃	1799番8	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	〃	〃	
6号	〃	〃	〃	下五味	1818番1	
7号	〃	〃	〃	〃	1820番	
8号	〃	〃	〃	〃	1800番1	
9号	〃	〃	〃	〃	1800番3	

和歌山県告示第30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3542	岩出市根来字大坪630番1の 一部、水路	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	令和 2.12.17	6.00	29.29

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画下水道（有田川町公共下水道）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
令和2年度 調達案件番号20200057971号
 - (2) 調達案件名
港湾空港振興課 パッセンジャーステップ車
 - (3) 調達物品の名称及び数量
パッセンジャーステップ車 1台
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
令和3年3月24日（水）
 - (6) 納入場所
南紀白浜空港（和歌山県西牟婁郡白浜町才野1622番地の125）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」又は「船舶・航空機」に登載されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
令和3年1月8日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条

例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和3年1月29日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年1月28日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和3年1月28日（木）午前9時から同月29日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行

った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県会計局総務事務集中課
 - イ 所在地
郵便番号 640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2294
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
1 Passenger Step Vehicle
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 29 January 2021 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 28 January 2021)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288